

共生社会の 実現に向けた 意見募集ブース

札幌市では、年齢、性別、国籍や民族の違い、障がいの有無などにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性※が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指して、条例づくりを進めています。

※包摂性…誰も排除せず、みんなが一緒に参加できること

このブースでは、条例をつくる理由や条例をつくる上で大事にしている考え方、現在の条例素案(令和6年10月公表)を簡単にパネルでご紹介します。

皆様からのご意見を「ふせん」に記入の上、各パネルに貼っていただきますようお願いします。頂いたご意見は、今後、条例の検討に活用させていただきます。

SAPPORO

意見を
各パネルに
貼ろう!

考えてみよう！

まず、札幌市にはどんな課題があるのでしょうか？

これまでも共生社会の実現に向けていろいろな取組をしていますが、例えば、次のような課題があり、それが複雑に関わり合っています。

札幌市が抱える主な課題

高齢者人口の増加

高齢になっても自分らしく過ごすことができるといいよね！

2040年代には高齢者人口がピークとなり、全体の約4割を占めることが予想されています



障がいのある方への理解

障がいのある方にも暮らしやすいまちづくりが必要だよね！

障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は約3割と低い状況です



地域意識の希薄化

世代を超えて色々な人たちと交流できる社会へ！

地域でのまちづくり活動が重要と考える市民の割合が低いなど、地域意識が希薄化しています



子どもの権利への理解

子どもたちが安心して過ごせて、豊かに育つことができるまちへ！

「自らの権利が大切にされている」と考える子どもの割合は、63.8%にとどまっています



支援を要する外国人市民の増加

外国人も過ごしやすい、魅力あふれるまちに！

外国人市民は、ここ10年で約2倍に。国の労働政策などにより、市内で暮らす外国人市民は今後も増加していくと予想されています。



男女の地位の平等感の偏り

男女がお互いを思いやることができる平等な社会になるといいよね！

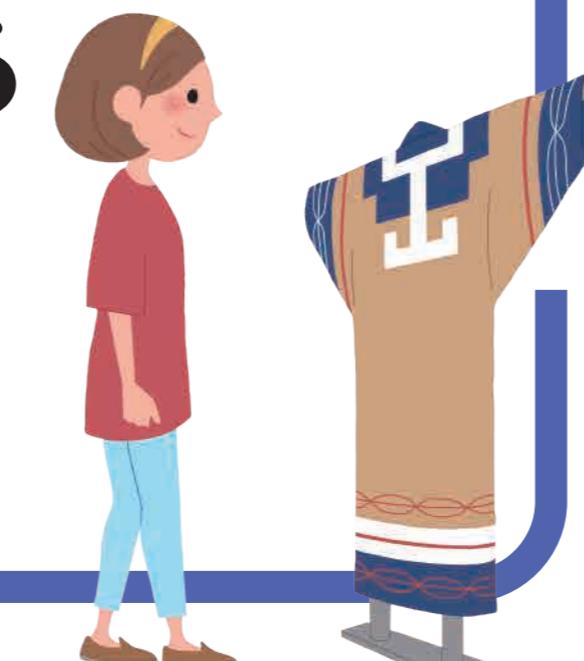
職場や家庭生活などの様々な場面における男女の平等意識はいまだ低い状況です



アイヌ民族への理解

アイヌ民族の方も暮らしやすく、アイヌ文化が尊重される社会がいいよね！

「アイヌ民族について知っている」と答えた市民の割合は89%にとどまっています



なぜ条例がいるの？

札幌市では、まちづくりの基本指針「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、共生社会の実現に取り組んでいくことを定めました。

共生社会は市（行政）だけでなく、
市民や事業者と一緒に目指していく必要があります。

共生社会を一緒に目指していくためには

**取組を進めていくための基本的な考え方
(基本理念)の共有が必要**



各関係者が、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携し合いながら、
それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要です

条例では、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市（行政）の責務・市民と事業者の役割を明らかにするとともに、市（行政）の基本的施策を定めたいと考えています。
札幌市では、市民・事業者・市（行政）が一体となって取組を進めていくことを目的として、現在、条例づくりを進めています。

いろいろな違いを尊重する

人はみんな、いろいろな違いがあります。こうした違いについてみんなが理解を深め、誰もが自分らしく暮らし、活躍することができることが求められます。

ここからは、条例をつくる上で大事にしている考え方を
3つのパネルに分けてご紹介します。

現状①

日々の暮らしに生きづらさ(バリア)を感じている方が多くいます

人は皆、年齢・性別・性的指向やジェンダーアイデンティティ・障がいや病気の有無・国籍・民族・言語・宗教・文化など、多様な違いがあります。
しかし、この違いに対する理解が十分ではなく、時には差別や偏見を向けられる場合もあります。



現状②

誰もが自分らしく暮らし、活躍できるように

少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などを踏まえ、誰もが自分らしく暮らし、活躍することができることが求められます



誰もが当事者

全ての人には違いがある

外的なものだけではなく、価値観や考え方などの内的なものも含めると、誰もが何らかの違いがある「当事者」であるといえます



共生社会の実現に向けては、
いろいろな違い(多様性)の尊重が必要

条例は、「誰もが当事者である」ことを前提として、みんなが対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め、支え合うことができるような内容としたいと考えています。

社会全体で支え合う

誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるように、
「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえて、
みんなの生きづらさ(バリア)を社会全体で解決していきます。

障がいの社会モデルとは？

障がいの社会モデルの図

社会モデルの考え方

足が動かない人が登れない
階段の存在がバリアであるため、
これを取り除く

医学モデルの考え方

足が動かないことがバリアであるため、
リハビリをして動くようにする



「障がいの社会モデル」とは、「障がい=バリア」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁(物理的、制度的、文化・情報面及び意識上)の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

これは、障がい分野だけでなく、いろいろな違いによって発生する様々な社会的障壁にも当てはまるものです。

共生社会の実現に向けては、
生きづらさを社会全体で
解決していくことが必要

こうした様々な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、「障がいの社会モデル」の考え方を他分野にも波及させていき、取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解決していくまちづくりを行いたいと考えています。

みんなで一緒に、次の世代へ

市民・事業者・市(行政)が一緒に取り組み、
共生社会が実現したまちを次世代につなげていきます。

市民・事業者・市(行政)の連携・協働

社会のあらゆる場面において、 連携・協働して取組を進めます

市民・事業者・市(行政)のそれぞれが
自らの責務や役割を相互に認識し、
社会のあらゆる場面において、
連携・協働の上で取組を進めていくことが求められます



未来につながる取組

共生社会が実現したまちを 次世代につなげる

共生社会の実現に向けては、
世代を跨ぐ長期的・継続的な取組が求められます。
条例づくりの過程だけでなく、それ以降も、
多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも
参画しやすい取組を継続的かつ発展的に実施する必要があります。



共生社会の実現に向けては、
市民・事業者・市(行政)の連携・協働と、
取組の継続的かつ発展的な実施が必要

これまでご紹介した考え方を踏まえ、
「誰もがつながり合う共生のまち」をつくり、これを次世代に引き継いでいきたいと考えています。

どんな条例をつくるの？

みんなが共生社会を目指していくための、よりどころとなる条例に。

ここからは、現在の条例素案(令和6年10月公表)を
5つのパネルに分けてご紹介します。

定義

条例で用いる用語の意義を次のとおり定めることとします。

共生社会	差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され 能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会
誰もがつながり合う共生のまち	共生社会の実現によりつくり出されるまち
市 民	市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、 又は通学する個人その他の市内に滞在する個人
事 業 者	市内において事業活動を行う者 及びその他の活動を行う団体

他の条例等との関係性

市(行政)は、総合計画その他まちづくりに関する計画の
策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、
この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととします

■他の条例等との関係のイメージ図

理念条例

(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

個別施策

整合(継続性の担保・取組の加速化)

関係計画

例)さっぽろ障がい者プラン、男女共同参画さっぽろプラン、高齢者支援計画、多分化共生・国際交流基本方針、アイヌ施策推進計画 など

関係条例等

例)福祉のまちづくり条例、男女共同参画推進条例、
子どもの最善の利益を実現するための権利条例、
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利
用の促進に関する条例 など



基本理念ってどんなもの？

条例をつくる上で大事にしている考え方を踏まえながら、
共生社会の実現に向けた取組を行うに当たっての基本理念として、
次の3つを定めたいと考えています。

基本理念①

誰もが、**基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること**



基本理念②

誰もが、**互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること**



基本理念③

市(行政)、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと



それぞれの役割は？

条例では、市(行政)の責務、市民・事業者の役割を定めたいと考えています。

市(行政)の責務

施策を総合的かつ計画的に進めること

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた
施策を総合的かつ計画的に
推進しなければならないこととします

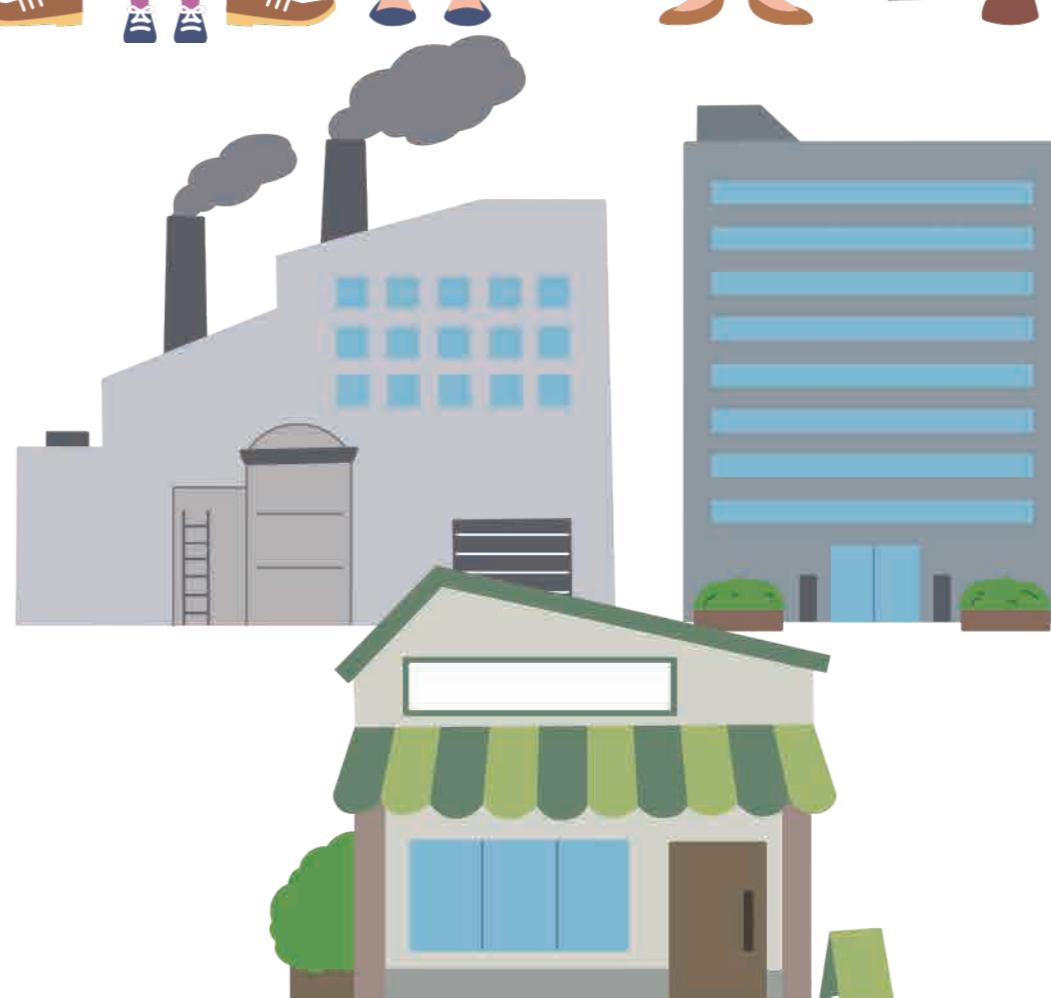


市民・事業者の役割

- ①市民は、社会のあらゆる場面で共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること
- ②事業者は、活動に当たり共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること
- ③市民・事業者は、市(行政)の施策に協力するよう努めること

市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。

事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。
また、市民及び事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。

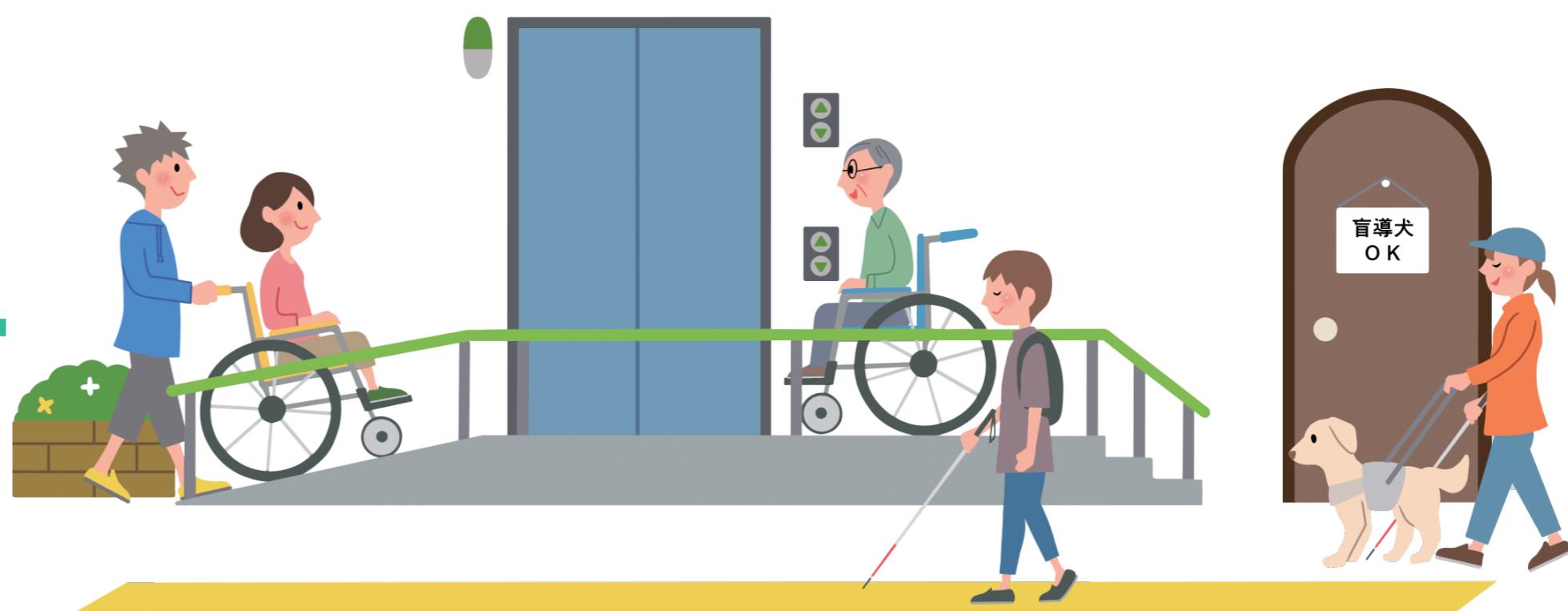


市(行政)は何をするの?

共生社会の実現に向けて市(行政)が取り組む基本的施策として、
次の6つを定めたいと考えています。

基本的施策

- ①誰もが安全で安心な生活ができる
多様性に配慮した
施設等の整備



- ②市民又は事業者が行う
多様性に配慮した
施設等の整備への支援

- ③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援



- ④個別の事業及び各種制度に係る
分かりやすい情報提供



- ⑤誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い、
及び助け合う意識の醸成
その他共生社会の実現に向けた取組を
推進するための啓発、広報活動等

- ⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策

具体的に進めていきます

札幌市では、共生社会の実現に向けて、施策の推進体制を整備するほか、財政上の措置を講じて取り組んでいきたいと考えています。

推進体制の整備

施策の推進体制を整備します。

市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとします



財政上の措置

財政上の措置を講ずるよう努めます。

市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします



(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会

新たに(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を設置します

共生社会の実現に向けた施策や施策の実施状況などについて調査審議等を行うため、学識経験者や市民等で構成される(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を置くものとします



委任・附則

条例は、令和7年4月1日の施行を目指しています

条例案は令和7年第1回定例市議会への提案を予定しており、同議会において可決された場合には、令和7年4月1日から施行する予定です。また、細目的事項に関し、市長への委任規定を設けるものとします。

